

消防予第 661 号
令和 5 年 12 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁 予防課長

有料老人ホーム等に係る防火対策の更なる徹底について

令和 5 年 11 月 28 日に大阪市で発生した有料老人ホームの火災では、負傷者 9 名の被害が発生しています。現時点で火災原因は調査中ですが、多数の負傷者が発生した要因としては、避難経路となる通路や階段室に煙が流入し、入所者が煙を吸う等したことによるものと考えられます。

有料老人ホーム等は、自力避難が困難な者を含む高齢者等が利用する施設であることから、日頃からの火災予防とともに、火災時の避難誘導が極めて重要となります。

については、類似の火災発生を防止するため、下記の事項に留意の上、立入検査等の機会を捉えて、防火対策の更なる徹底を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村等に対してその旨周知するようお願いいたします。

また、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 出火防止対策の徹底

出火防止対策の徹底について、建物関係者に指導すること。これに当たり、有料老人ホーム等の各居室においても、「住宅防火 いのちを守る 10 のポイント」を活用する等して対策を徹底することが重要であること。

また、近年、電気火災が増加していることから、電気コンセントはたこ足配線にしないこと、劣化した電気コードを使用しないこと、リチウムイオン電池を適切に取り扱うこと等に留意すること。

- 2 避難上必要な施設（廊下、階段、避難口等）及び防火戸の適切な維持管理
廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設において避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されている場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の4の規定に基づき避難上必要な施設の適正な維持管理を指導すること。

また、防火戸の未設置や機能不良、閉鎖の支障になる物件の存置等がある場合には、必要に応じて建築部局とも連携し、改修等を指導すること。

3 初動対応の確保

火災時において職員等による初期消火、避難誘導、通報等が確実になされる体制が確保されているか確認すること。特に、夜間等に火災が発生した場合には、少数の職員等により自力避難が困難な者を含む高齢者等の避難誘導等を行う必要があることから、当該状況を想定した自衛消防訓練について、積極的な指導を実施すること。

また、延焼防止や煙の拡散防止を図る上で、火災が発生した室や階段室の防火戸等を閉鎖しておくことが極めて重要であり、避難等する際にはこれを徹底するよう指導すること。これに当たり、下記の通知を参考とされたいこと。

- (1) 「自力避難困難な者が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュアルについて」（平成30年3月30日付け消防予第258号）
- (2) 「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドラインの策定について」（令和4年12月16日付け消防予第639号）

4 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある防火対象物に対しては、重点的に改善指導を図り、違反処理標準マニュアルに定める違反処理基準を参考とし、早急に所要の措置を講ずること。

5 関係部局との連携

下記の通知を参考の上、合同で立入検査を実施するなど、関係部局との連携に努めること。

- (1) 「認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築について」（平成27年3月31日付け消防予第136号）
- (2) 「認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築に関するガイ

- ドラインに係る執務資料の送付」（平成27年3月31日付け事務連絡）
- (3) 「建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築について」（平成27年12月24日付け消防予第480号）

消防庁予防課
企画調整・制度・防災管理係
上村、田澤、原口
予防係
担当：濱田、泉
TEL：03-5253-7523
E-mail：fdma-yobouka119@soumu.go.jp